

婦人労働調査資料 第13号

産前産後休業調査

労働省婦人少年局

— 産前産後休業に関する調査 — 昭和 26 年

目 次

序 論

一、調査の目的	1
二、調査の対象	1
三、調査の方法	1
四、調査の時期	1
五、調査結果の概要	1
1. 就業規則等における女子保護に関する規定の締結状況	1
2. 軽易業務転換	2
3. 産前産後休業	2
4. 退職	3
5. 育児時間	3
6. 授乳施設及び託児施設	3
7. 異常産	3

第一部 事業場調査

一、事業場数、労働者数、有夫者数及び産婦数	4
二、妊娠中の軽易業務転換	4
三、産前休業	7
四、産後休業	11
五、退職	14
六、育児	16
七、授乳施設	17
八、託児施設	17
九、分娩手当	18
十、異常産	18

第二部 個人別調査

一、調査産婦数	19
二、医師の診察を受けた回数	19
三、つわり	19
四、家事労働	20
五、育児	23
〔附 録〕 産前産後の休業に関する調査表	25

産前産後休業に関する調査

序 論

一、調査の目的

産前産後の女子労働者に対する保護は、母性を保護し、更に次代の健全な労働者を育成する上において重要なものである。我が国においては、労働基準法により妊娠及び出産の保護が規定されており、これにより解雇制限、産前産後の休業の確保、育児時間等の規定が設けられており、又健康保険法ではこれに対する保険給付が規定されている。

このような産前産後の女子労働者に対する保護は、国際労働会議においても早くから条約として採択されており（1919年）、本年第85回 I. L. O. 総会でも、上記条約の改正案が議題としてとりあげられた。

以上に鑑み、我國の産前産後の女子労働者に対する保護の実情が、保護法律との関係において、いかにあるかを、業種別、年齢別等の諸点から観察するとともに、併せて育児施設及び退職状況等の實際を把握し、女子労働者保護対策の資料として今後の参考に資せんとするものである。

二、調査の対象

- 1. 事業場 18才以上の女子50人以上を使用する事業場で産婦数の多いものを抽出した。
- 2. 産 婦 昭和26年1月以降に出産し、12月末までに産後7週間を経過したもの。
- 3. 調査の範囲及び調査数

産 業	地 域	調 査 事業場数	産 婦 数	
			産 婦 数	回答産婦数
総 数	—	109	882	598
鉱 業	福島、茨城、福岡	30	326	218
化 学 工 業	東京、大阪	22	88	71
紡 織 業	富山、福井、石川	38	360	261
商 業	東京、大阪、愛知	19	58	48

三、調査方法

事業場調査票及び個人別調査票を使用し、事業場調査は、地方婦人少年室職員及び臨時に雇上げた調査員が調査事業場に赴き所要事項を調査し、個人別調査は調査票を個々の産婦に配布し記入を依頼の上回収したものである。

四、調査時期

昭和27年2月

五、調査結果の概要

(イ) 事業場の調査

1. 就業規則等における女子保護に関する規定の締結状況

女子の出産に伴う保護を就業規則等についてみると、軽易業務転換（労働基準法第65条3項）、産前産後

の休業（労働基準法第65条）、解雇制限（同法第19条）及び育児時間（同法第66条）等、何れも労働基準法の規定に盡きているが、上の各事項の規定状況を就業規則についてみると、調査事業場109のうち、産前産後の休業が101で最もよく、育児時間79、解雇制限62、軽易業務転換56の順序となっており、この順序は労働協約の場合も同様である。なお、この何れにも規定をもたない事業場は、軽易業務転換事項が最も多く、48で、解雇制限事項の42がこれについている。

これを産業別にみて、最も締結状況のよいのは、化学工業となつてゐる。

またその内容は、少数の例外を除き、労働基準法と同一である。この例外はすべて労働基準法を上廻るものであるが、詳しくは各事項毎に述べることにする。

2. 軽易業務転換

軽易業務転換者は、総数28人と報告されている。これらは産前6週間以前に転換したものが大部分であり、このうち産前100日以前に転換したものが6人であり、又軽易業務に従事した期間は比較的短時間で、4週間以内のものが多い。

転換後の賃金は、以前の賃金を下廻るものは少く、60%以下と報告された紡織の8人も産前6週間前後において休業に入つてゐるものである。

3. 産前産後の休業

産前産後の休業日数につき、労働基準法を上廻る定めをしているのは5事業場で、他は同法と同一内容のものである。

産前休業は、6週間以内のものが832人中699人で6週間以上の133人に対し圧倒的に多く、各産業に共通である。なお、このうち6週間の休業をしたものは65人であつた。

これを産業別にみると、商業及び化学工業は全体の平均よりも長期間休業しているのに対し、紡織業は平均よりも短期間である。更に作業部門別では間接部門が直接部門に比べ、比較的長期間休業をしている。

又初産、経産別では初産者が幾分長期間休業をしていた。

産後休業では、5週以上6週以内が最も多く、426人で半数をしめ、（6週間休業はこのうち361人と報告されている。）6週間以上のものが370人である。

これを産業別にみると、鉱業の場合を除き、他はすべて休業期間6週間をこえるものが多くなつてゐる。とは、産前休業の場合に比し、著しい傾向である。即ち産前休業期間が、平均より長かつた商業・化学工業は、勿論、平均よりも短い紡織業も、また、6週間以上の休業がそれぞれ半数以上をしめている。これを初産、経産別にみると、全体において、初産者の過半数が6週間以上休業しているのに対し、経産者は休業6週間以内のものが多い。然し、これは経産婦の過半数をしめる鉱業が、6週間以内が84%であつたことによるものであり、他の業種では過半数が6週間以上休業しているものであることは、率は下廻るが初産婦と変りない。

次に産前産後の休業期間の給与についてみると、調査事業場109は、すべて健康保険に加入しているので、出産の前後各6週間のうち、休業期間は健康保険法の定めるところにより、最低、標準報酬額の6割の保険給付を保障されており、就業規則等で有給の定めをしているものは、14事業場で、このうち化学工業及び商業が各々5を占めている。

右の外に、会社又は共済会から見舞金、祝金としていくらかを受けるものが商業部門に見受けられた。

4. 退職

産婦総数832人のうち、264人が産後退職者として報告されている。なお産前に退職したもの42人は右の832人に含まれないのでこれを含めると、874人中退職したものは306人となり、産婦の退職率は35%に上る。

産前退職は、鉱業が大部分で42人中36人と報告されているが、これは産前9週間以前にやめたものが多い。又、初産・経産別では初産者が大部分である。

産後退職者264人は、産後9週以後のものが多く、140人で半数以上にあたる。産業別にみた退職率は、高低の差はあるが、最も高いのが商業で2人に1人、最も低い紡織で5人に1人の退職と報告されていた。

初産・経産別にみると産前退職と同じく、初産者が経産者の2倍以上と圧倒的で、「出産までの腰かけ仕事」とする考え方が強いことを裏づけている。

これらの退職者は殆んど任意に退職したものであるが、その理由として乳児哺育のためとするものが80%以上しめていた。

5. 育児時間

乳児をもつ女子労働者568人のうち、育児時間を請求したもの500人で、約90%にあたる。このうち育児時間30分をこえるもの17人を除くとすべてが30分を1日2回とつてゐたものである。

育児時間の賃金を明確に有給と定める事業場は少いのであるが、実際上の取扱いは有給となつてゐるのが大部分であつた。

6. 授乳施設及び託児施設

調査事業場109のうち、授乳施設のあるもの15、託児施設を有するもの19と報告され、両者を有するものは、4事業場で、紡織業が2、鉱業、化学工業が各1となつてゐる。又商業部門にはこれら施設を有するものはなかつた。

産業別にみて授乳施設は紡織業に、託児施設は鉱業部門と夫々偏しており、商業及び化学工業にこの施設が少いことは、両部門における退職者数の最も多かつたことと関連して興味ある傾向であらう。

なお、これらの施設を利用できないものは授乳の場合は、工場内の他の施設を利用したり、家庭において行ふと報告されており、託児については労働者の家族が家庭においてみているものであつた。

又鉱業における託児施設は、幼稚園の形態をとり入園者については年令的制限を附してゐたのが大部分であつたとは、この産業の特色を物長とみられる。

7. 異常産

異常産と報告されたものは、総数43人で、鉱業はこのうち、22人を占めている。

全産業平均5%の異常産率を、各産業別にみると化学工業が8%で最高であり、紡織業が最も低く8.9%となつてゐる。

第一部 事業場調査

一、事業場数、労働者数、有夫者数及び産婦数

109 の調査事業場の労働者は、113,416 人女子労働者 33,003 人、有夫者数 4,320 人、産婦数 832 人であり、産婦の有夫者及び女子労働者に対する割合は、夫々 19 %、3 %となつて、産婦数は鉱業、紡織業、化学工業及び商業の順になつてゐる。(表 1 参照)

表 1 労働者数、有夫者数及び産婦数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区分 産業別	労働者数			有夫者数	産婦数	割合			
	総数 A)	男	女 B)			B/A	C/B	D/C	D/B
総数	113,416	80,413	33,003	4,320	832	29%	13%	19%	3%
鉱業	65,350	60,035	5,315	1,442	326	8	27	23	6
化学工業	12,796	8,124	4,672	542	88	37	12	16	2
紡織業	18,502	4,046	14,456	1,902	360	78	13	19	2
商業	16,760	8,208	8,550	434	58	51	5	13	1

産婦総数 832 人についてみると、紡織業、鉱業が夫々 300 人以上を占め、部門別では直接部門が圧倒的に多く、757 人で 90 %に上つてゐる。初産、経産別にみると初産が 467 人で経産を幾らか上廻つており、年齢別では 20 才代が 634 人で 80 %弱をしめる。(表 2 参照)

表 2 部門別、初産、経産別、年齢別産婦数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区分 産業別	総数	部門別		初産・経産別		年齢別			
		直接部門	間接部門	初産	経産	18才~20才未満	20才以上	30才以上	40才以上
総数	832	757	75	467	365	23	634	156	19
鉱業	326	283	43	157	169	10	227	75	14
化学工業	88	81	7	72	16	4	71	12	1
紡織業	360	348	12	186	174	8	287	61	4
商業	58	45	13	52	6	1	49	8	2

二、妊娠中の軽易業務転換

一般に過激な労働又は長時間の作業は、異常産を誘発する場合が多く、母体にとって好ましくないのが労働基準法では、産前休業とは別個に、妊娠中の女子が請求した場合には、使用者は軽作業に配置転換すべきことが定められているところであるが、これを就業規則及び労働協約によつてみると次のとおりである。

(イ) 就業規則

就業規則等で、この事項に関する規定を全然有しないのが、48 事業場で全体の 44.0 %であり、他の部門に比し最も高率である。(表 3 参照)

就業規則、労働協約の規定の内容は、妊婦を罹病者、身体虚弱者及びツバルクリン反応陽転後 1 年以内の者と同等に健康要保護者として業務転換、労働時間の短縮その他保健衛生上必要な措置を講ずるとするものが最も多く、労働基準法の規定そのまゝのものも少なくない。転換請求手続に關して規定するものは殆んどないが、医師の妊娠証明書添付することを条件とするものや単に口頭で係に申出るのみで足りるもののが 2、8 あつた。

表 3 就業規則等における「軽易業務転換」の締結状況

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区分 産業別	事業場数	軽易業務転換		
		就業規則	労働協約	無規定
総数	109	56	12	48
鉱業	30	14	1	16
化学工業	22	15	2	6
紡織業	38	17	6	18
商業	19	10	3	8

(ロ) 事業場別軽易業務転換者数

調査産業全体で転換者は、23 人であり、これは産婦総数 832 人に対し、2.8 %である。これを事業場で見れば、14 事業場で、総数 109 に対し、12.8 %に当る。

転換者はすべて直接部門に従事するものであるが、転換者の産婦に対する割合は産業別にみると、化学が最も高く、転換者を有する事業場の事業場総数に対する産業別割合も、同様の結果が示されている。(表 4、5 参照)

表 4 軽易業務転換事業場数と転換者数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区分 産業別	事業場数 A)	転換者を有する事業場数 B)	割合		産婦数 C)	転換者数 D)	D/C
			B/A	%			
総数	109	14	12.8	%	832	23	2.8
鉱業	30	5	16.7	%	326	7	2.1
化学工業	22	3	13.6	%	88	7	6.0
紡織業	38	5	13.2	%	360	8	2.2
商業	19	1	5.3	%	58	1	1.7

表 5 妊娠中における軽易業務転換者数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区分 産業別	業務	産婦数			軽易業務に転換した者		
		総数	直接部門	間接部門	総数	直接部門	間接部門
総数	数	832	757	75	23	23	0
鉱業	業	326	283	43	7	7	0
化学工業	業	88	81	7	7	7	0
紡織業	業	360	348	12	8	8	0
商業	業	58	45	13	1	1	0

(ハ) 初産・経産別

初産・経産別にみた転換者数は、初産者では産婦 467 人のうち 12 人で 2.6 %、経産者は 11 人で、865 人に対し、3.0 %の比率を示している。(表 6 参照)

(ニ) 年齢別

転換者を年齢別にみると、18~20 才未満の産婦は 23 人のうち 2 人で、8.7

表 6 初産、経産別妊娠中における軽易業務転換者数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産業別	区分	初・経産別		総数		初産		経産	
		産婦数	軽易業務に転換した者	産婦数	軽易業務に転換した者	産婦数	軽易業務に転換した者	産婦数	軽易業務に転換した者
総数	数	832	23	467	12	365	11		
鉱業	業	326	7	157	2	169	5		
化学工業	業	88	7	72	6	16	1		
紡織業	業	360	8	186	3	174	5		
商業	業	58	1	52	1	6	0		

%, 20~30才未満の産婦 634 人のうち 16 人で 2.5%, 30~40 才未満の産婦 156 人のうち 5 人で 3.2% であり、40 才以上のものには該当者は見られなかった。(表 7 参照)

表 7 年齢別妊娠中における軽易業務転換者数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

年齢別 区分 産業別	総 数		18才~20才未満		20 才 以 上		30 才 以 上		40 才 以 上	
	産 婦 数	転換者数	産 婦 数	転換者数	産 婦 数	転換者数	産 婦 数	転換者数	産 婦 数	転換者数
総 数	832	23	23	2	634	16	156	5	19	-
鉄 業	326	7	10	1	227	4	75	2	14	-
化 学 工 業	88	7	4	-	71	6	12	1	1	-
紡 織 業	360	8	8	-	287	6	61	2	4	-
商 業	58	1	1	1	49	-	8	-	-	-

(ホ) 軽易業務転換の日数及び時期

転換者 32 人について、軽易業務転換後産前休業に至るまでの軽易業務に服した日数をみると、4 週間以内が 8 人で最も多く、4 週より 6 週及び 6 週以上の順序となっており短期間のものが多い。(表 8 参照)

これを転換の時期別にみると、産前 6 週間以前に転換したものが大部分をしめ、17 人、以下 4 週~6 週、4 週以内の順序になつてゐる。産業別にみた場合も同様の傾向がみられる。産前 6 週間以前に転換したもののうち、最も早く転換したのは、鉄業の産前 180 日であり、産前 100 日をこえるもの、8 人を示していた。(表 9 参照)

(ヘ) 軽易業務転換後の賃金

軽易業務転換後の賃金について、労働基準法でその保障規定は定められていないが、事業場の就業規則等では、その都度決定するとする 1 事業場を除きこれに関する規定は殆んどみられなかった。

然し、転換後の賃金を転換前のそれと実際に比較した場合の結果は、産業全体で、産婦 23 人のうち 100% 以上の賃金のものが 15 人で最も多く、過半数を占め、業種別にみて、化学工業が最もよく、転換者 7 人全員が転換前と同一の賃金を受けていた。60% を下廻るものとして紡織の 8 人があげられているが、これは何れも産前 6 週間前後において休業に入つてゐるものである。(表 10 参照)

(ト) 転換した理由及び転換業務の内容

転換の理由については、漠然と妊娠のためとするものが 10 人で最も多いが、会社が積極的に配置転換をさせたものが 8 人(化学 2、商業 1)であり、その他は立業のため、作業が辛いとするものであつた。(表 11 参照)

表 10 軽易業務転換の前後における賃金比較

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

比率 産業別	総 数	60 % 未 満	60%~100 %			100 % 以 上
			100 %	100 %	100 %	
総 数	23	3	5	12	3	-
鉄 業	7	-	1	3	3	-
化学工業	7	-	-	7	-	-
紡 織 業	8	3	3	2	-	-
商 業	1	-	1	-	3	-

転換業務については産業により夫々の傾向がみられる。即ち鉄業は選炭などから、掃除などの雑役に、化学工業では流れ作業部門より単独作業に、紡織では立業から糸屑整理のような軽作業にと、夫々転換している。

(チ) 妊娠中の労働時間短縮

労働時間の短縮については、就業規則などで規定している事業場は少ないが、該当例は報告されていなかった。

三、産 前 休 業

(イ) 就業規則及び労働協約

産前産後休業に関する就業規則及び労働協約の規定については、便宜上 (a) 休業日数と (b) 休業中の給与の二つにわけてのべる。

(a) 休 業 日 数

調査事業場 109 のうち就業規則又は労働協約のいずれかにこれに関する定めをしているものが大部分であるが、全然規定を有しないものが 4 事業場(鉄業 1、紡織 3)である。

就業規則に規定ある事業場は 101 である。規定内容は労働基準法の規定と同様に休業日数を産前 6 週間、産後 6 週間としているものが大部分であるが、労働基準法の規定を上廻るものが 5 事業場である。

これらの規定内容についてみると、産前産後通算 90 日、100 日、105 日、15 週間等としている。その他、医師の証明書により休業期間を延長できるとするものが 1 事業場あつた。

労働協約に規定のある事業場は 38 で全体の約 $\frac{1}{3}$ 弱である。これらの大部分は、労働基準法と同一のものであり、労働基準法を上廻るものの規定も就業規則の場合と同様である。(表 12 参照)

(b) 休業中の給与に関する規定

産前産後の休業中における給与について、労働基準法に何らの定めがないが、健康保険法の適用をうける

表 11 軽易業務転換の理由

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

理由 産業別	総 数	妊 娠 のため	立 業 のため	作業にた えない	会社側 より
総 数	23	10	3	7	3
鉄 業	7	4	-	3	-
化学工業	7	5	-	-	2
紡 織 業	8	1	3	4	-
商 業	1	-	-	-	1

表 8 妊娠中、軽易業務に服せる期間

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

期 間 産業別	総 数	4 週 以 内	4 週 ~6 週	6 週 以 上	不 明
総 数	23	8	7	6	2
鉄 業	7	5	1	1	-
化学工業	7	0	1	4	2
紡 織 業	8	2	5	1	-
商 業	1	1	-	-	-

表 9 妊娠中、軽易業務に服した時期

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

時 期 産業別	総 数	4 週間 以 内	4 週 ~6 週	6 週 以 上	不 明
総 数	23	1	3	17	2
鉄 業	7	-	1	6	-
化学工業	7	-	-	5	2
紡 織 業	8	1	2	5	-
商 業	1	-	-	1	-

表 12 労働協約等における「産前産後休業」の締結状況

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区 分 産業別	事 業 場 数	産 前 産 後 休 業			
		就業規則	労働協約	有 規 定	無 規 定
総 数	109	101	38	14	4
鉄 業	30	26	9	1	1
化学工業	22	21	8	5	-
紡 織 業	38	35	12	3	3
商 業	19	19	9	5	-

ものは、各6週間以内において休業し賃金をうけない期間、出産手当金として1日に付標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ を受けられることになっている。

休業中の給与に関して就業規則で規定を有しないものが大部分である。有するものは22であるが、このうち有給と規定するものが14である。その内容は有給期間として産前産後を通じて、42日、90日、100日とするもの及び日勤手当を減じ、基本給のみ支給するものなどがあつた。(表12参照)

(ロ) 産業別休業日数

全産業についていえば、産婦数882人のうち産前休業日数、6週間以内のもの699人で84%、6週間を超えるものが188人で16%であり、前者が遙かに多い。この傾向は、商業部門が略々同率であることを除けば各産業に共通に示されている。(表13参照)

週別休業日数は、全産業についてみると、6週間以上7週間の産婦が最も多く、次々128と全体の15%をしめ、以下1日以上1週、2週以上3週と続く。

産業別にみて最も多い週は、鉱業が6週以上7週の84人(26%)、化学工業が2週以上3週の20人(23%)、紡織業が1日以上1週の70人(19%)及び商業が9週以上の14人(24%)となつており、又全く休業をしていないものが70人も報告され、紡織の58人を筆頭に鉱業の11人と続いている。(表14参照)

表14 週別産前休業日数調

(1952年2月 婦人少年局調)

産業別							産業別						
休業日数		総数	鉱業	化学工業	紡織業	商業	休業日数		総数	鉱業	化学工業	紡織業	商業
総数	総数	832	326	88	360	58	4週～5週	総数	87	35	13	36	0
	直接部門	757	283	81	348	45		直接部門	82	32	12	35	0
	間接部門	75	43	7	12	13		間接部門	5	3	1	1	0
0日	総数	70	11	1	56	2	5週～6週	総数	78	38	12	22	6
	直接部門	63	11	1	53	2		直接部門	72	34	11	21	6
	間接部門	3	0	0	3	0		間接部門	6	4	1	1	0
1日～1週	総数	122	45	3	70	4	6週～7週	総数	(66) 128	(48) 84	(5) 13	(0) 21	(1) 10
	直接部門	112	39	3	67	3		直接部門	115	74	12	20	7
	間接部門	10	6	0	3	1		間接部門	13	10	1	1	1
1週～2週	総数	74	33	9	32	0	7週～8週	総数	16	4	2	6	4
	直接部門	66	26	8	32	0		直接部門	14	3	1	6	2
	間接部門	8	7	1	0	0		間接部門	4	1	1	0	2
2週～3週	総数	109	31	20	48	4	8週～9週	総数	10	3	2	3	2
	直接部門	96	26	19	47	4		直接部門	9	2	2	3	2
	間接部門	7	5	1	1	0		間接部門	1	1	0	0	0
3週～4週	総数	102	36	7	50	9	9週以上	総数	42	6	6	16	14
	直接部門	91	31	7	48	6		直接部門	34	5	5	16	8
	間接部門	10	5	0	2	3		間接部門	8	1	1	0	6

(注) () 数字は6週間休業者数を示す。

(ハ) 初産、経産別休業日数

産婦882人を初産、経産別にみると次々467人、365人となつており初産婦が若干多い。

産業別にみると、鉱業と紡織業がこれと同一の傾向を示しているが、化学工業及び商業においては、初産婦のしめる割合が圧倒的に大きい。

休業日数6週間以内とそれをこえるものの比率は、初産で80.3:19.7経産で88.8:11.2となり、何れも6週間以内のものが多い。これを休業が6週間をこえたものについてみると初産の19.7に対し、経産が11.2で初産婦が経産婦よりも6週間をこえて休業した者が多いことを示している。(表15参照)

表15 初産、経産別、産前休業日数調

(1952年2月 婦人少年局調)

休 業 日 数 産 業 別		初 産						経 産					
		実 数			%			実 数			%		
		総 数	6 週 間 以 内	6 週 間 以 上	総 数	6 週 間 以 内	6 週 間 以 上	総 数	6 週 間 以 内	6 週 間 以 上	総 数	6 週 間 以 内	6 週 間 以 上
総 数	467	(41) 375	92	100	80.3	19.7	365	(24) 324	41	100	88.8	11.2	
鉱 業	157	(26) 128	29	100	81.5	18.5	169	(22) 149	20	100	88.2	11.8	
化 学 工 業	72	(5) 54	18	100	75.0	25.0	16	16	-	100	100.0	-	
紡 織 業	186	(7) 165	21	100	88.7	11.3	174	(2) 159	18	100	89.7	10.3	
商 業	52	(3) 28	24	100	53.8	46.2	6	3	3	100	50.0	50.0	

(注) /6週間以内欄の() 内数字は6週間休業者数を示す。

初産婦について週別休業日数をみると、6週間以上7週間の最も多く88人(18%)、次いで2週以上3週が68人と続いている。産業別で鉱業が6週以上7週の45人(29%)、化学工業が2週以上3週の14人(19%)、紡織が1日以上1週の37人(20%)、商業は9週間以上の11人(21%)が最も多い。全然休業していないものが全体で80人であり、そのうち紡織が最も多く23人をしめている。

経産婦についてみると、1日以上1週が最も多く60人(18%)、次いで3週以上4週の40人となつてゐる。産業別に最も多い週は、鉱業では6週以上7週の39人(23%)、化学工業では2週以上3週の6人、紡織の1日以上1週38人、商業の9週以上3人となつてゐる。全然休業していないものが、全体で40人で、そのうち紡織が38人を占めていることは、初産の場合と同一である。(表16参照)

表16 初産、経産別、産前休業日数調

(1952年2月 婦人少年局調)

初・経産別		総数		初産											
産業別	数	初産	経産	初産											
				0日	1日	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週以上	
総数	832	467	365	30	56	42	69	53	50	42	83	13	6	29	
鉱業	326	157	169	4	14	18	16	15	16	19	45	4	2	4	
化学工業	88	72	16	1	1	7	14	6	10	10	13	2	2	6	
紡織業	360	186	174	28	37	17	29	24	22	8	15	3	0	8	
商業	58	52	6	2	4	0	4	8	2	5	10	4	2	11	

2 経 産

産業別	総 数			産 産										
	総 数	初 産	経 産	0 日	1 日 ～1 週	1～2 週	2～3 週	3～4 週	4～5 週	5～6 週	6～7 週	7～8 週	8～9 週	9 週 以上
総 数	832	467	365	40	66	32	46	49	34	36	45	3	4	13
鉄 業	326	157	169	7	31	15	15	21	19	19	39	-	1	2
化 学 工 業	88	72	16	-	2	2	6	1	3	2	-	-	-	-
紡 織 業	360	186	176	33	33	15	19	26	14	14	6	3	3	8
商 業	58	52	6	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	3

(二) 年齢別休業日数

産婦数 882 人の年齢構成についてみると 20 才以上 30 才未満が最も多く、684 人で大部分を占め、全体の 76.2% であり、次いで 30 才以上 40 才未満が 156 人 18.7% と続いている。20 才未満及び 40 才以上は何れも少ない。

表 17 年齢別、産前休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

全体で見ると各年齢層とも 6 週間以内が圧倒的に多く、顕著な差は認められない。6 週間以内が最も多いのは 10 才代であり、6 週間以上が最も多いのが 20 才代であつた。(表 17 参照)

これを週別にみて最も多い週は 20 才未満では、1 日以上 1 週が 5 人 (22

%)、20 才代及び 30 才代では、ともに 6 週以上 7 週で夫々 99 人 (16%) 及び 25 人 (16%)、40 才以上では 1 日以上 1 週が 8 人 (42%) となつている。

産前休業なしと報告されたものは、全部で 70 人で 20 才代の 50 人、30 才代の 18 人が大部分である。(表 18 参照)

表 18 年齢別産前休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

休業日数		年齢別	総数	18～20才未満	20才以上	30才以上	40才以上
総	数		832	28	634	156	19
0	日		70	1	50	18	1
1	日	～ 1 週	122	5	89	20	8
1	週	～ 2 週	74	3	54	17	-
2	週	～ 3 週	103	2	82	17	2
3	週	～ 4 週	102	1	83	18	-
4	週	～ 5 週	87	3	64	18	2
5	週	～ 6 週	78	4	56	15	8
6	週	～ 7 週	128	2	99	25	2
7	週	～ 8 週	16	1	14	1	-
8	週	～ 9 週	10	1	6	2	1
9	週	以 上	42	-	37	5	1

(木) 部門別休業日数

直接と間接の部門別にみると、休業 6 週間以内のものが直接部門の 84.9% に対し、間接部門が 74.7% となつており、直接部門の労働者は、間接部門に比し比較的長期の休業日数を必要とすることを示している。(表 19 参照)

表 19 部門別産前休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産業別	休業日数	直 接 部 門						間 接 部 門					
		実 数			%			総 数			%		
		総 数	6 週間以内	6 週間以上	総 数	6 週間以内	6 週間以上	総 数	6 週間以内	6 週間以上	総 数	6 週間以内	6 週間以上
総 数		757	643	114	100	84.9	15.1	75	56	19	100	74.7	25.3
鉄 業		283	241	42	100	85.2	14.8	43	36	7	100	83.7	16.3
化 学 工 業		81	66	15	100	81.5	18.5	7	4	3	100	67.1	32.9
紡 織 業		348	310	38	100	89.1	10.9	12	11	1	100	91.7	8.3
商 業		45	26	19	100	57.8	42.2	13	5	8	100	38.5	61.5

四、産 後 休 業

(イ) 就業規則及び労働協約

産後休業日数 7 週間を規定する事業場が一つあつた外は産前休業のところで述べたから省略する。

(ロ) 産業別、休業日数

産婦総数 882 人のうち、5 週間以上 6 週間以内のものが 426 人で最も多く、51.2% をしめ、6 週間以上のものが 370 人で 41.4% となつている。(表 20 参照)

表 20 産後休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産業別	休業日数	実 数					%				
		総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明	総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明
総 数		832	34	(361) 426	370	2	100	4.1	51.2	44.4	0.3
鉄 業		326	11	(231) 253	62	-	100	3.4	77.6	19.0	-
化 学 工 業		88	3	(22) 35	50	-	100	3.4	39.8	56.8	-
紡 織 業		360	17	(96) 120	221	2	100	4.7	33.3	61.4	0.6
商 業		58	3	(12) 18	37	-	100	5.2	31.0	63.8	-

(注) 6 週間以内欄の () 内数字は、6 週間休業者数を示す。

週別休業日数は、全産業についてみると、6 週以上 7 週が最も多く 451 人 (54%) と全体の過半数をしめる。このうち法定期間である 42 日のものが 361 人となつている。次に 9 週以上が 154 人でこれに次いでいた。

産業別にみて、6 週間以上 7 週間の最も多いのが鉄業 (247 人、70%) 及び紡織業 (154 人、43%) であるが、化学工業及び商業の部門では反対に 9 週以上のものが多い (化学 80 人、84%、商業 25 人、43%)。(表 21 参照)

表 21 産後休業日数調 (1952 年 2 月 婦人少年局調)

産業別							産業別						
休業日数		総数	鉱業	化学工業	紡織業	商業	休業日数		総数	鉱業	化学工業	紡織業	商業
総 数	総 数	836	326	88	361	58	5 ~ 6 週	総 数	67	19	11	34	3
	直接部門	757	283	81	348	45		直接部門	59	18	11	32	3
	間接部門	75	43	7	12	13		間接部門	8	6	-	2	-
1 週未満	総 数	7	2	-	4	1	6 ~ 7 週	総 数	451	247	30	154	20
	直接部門	6	2	-	4	-		直接部門	414	217	28	150	17
	間接部門	1	-	-	-	1		間接部門	37	28	2	4	3
1 ~ 2 週	総 数	3	-	-	2	1	7 ~ 8 週	総 数	66	14	7	39	6
	直接部門	3	-	-	2	1		直接部門	60	11	7	36	6
	間接部門	-	-	-	-	-		間接部門	6	3	-	3	-
2 ~ 3 週	総 数	5	2	1	2	-	8 ~ 9 週	総 数	58	11	7	39	1
	直接部門	4	1	1	2	-		直接部門	54	11	6	37	-
	間接部門	1	1	-	-	-		間接部門	4	-	1	2	1
3 ~ 4 週	総 数	5	2	2	1	-	9 週以上	総 数	154	24	30	75	25
	直接部門	5	2	2	1	-		直接部門	138	20	26	74	18
	間接部門	-	-	-	-	-		間接部門	16	4	4	1	7
4 ~ 5 週	総 数	14	8	-	8	1	不 明	総 数	2	-	-	2	-
	直接部門	12	4	-	8	-		直接部門	2	-	-	2	-
	間接部門	2	1	-	-	1		間接部門	-	-	-	-	-

(ハ) 初産、経産別休業日数

初産、経産別にみると、初産の場合の休業日数が多い。即ち初産は 6 週間以上が最も多く、52.9%をしめ、経産では 5 週以上 6 週が 61.1%で最も多い。初産、経産を通じて 6 週間以上の最も多い産業は商業及び紡織業であつた。(表 22 参照)

表 22 初産、経産別産後休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

1. 初 産										
休業日数		実 数				%				
産業別	総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明	総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明
総 数	467	16	(172) 203	241	1	100	3.4	43.5	52.9	0.2
鉱 業	157	5	(101) 111	41	-	100	3.2	70.7	26.1	-
化学工業	72	3	(71) 27	42	-	100	4.2	37.5	58.3	-
紡 織 業	186	5	(43) 49	131	1	100	2.7	26.3	70.4	0.6
商 業	92	3	(11) 16	33	-	100	5.8	30.7	63.5	-

2. 経 産										
休業日数		実 数				%				
産業別	総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明	総 数	5 週間以内	6 週間以内	6 週間以上	不 明
総 数	865	18	(189) 223	123	1	100	4.9	61.1	33.7	0.3
鉱 業	169	6	(130) 142	21	-	100	3.6	84.0	12.4	-
化学工業	16	-	(5) 8	8	-	100	-	50.0	50.0	-
紡 織 業	174	12	(53) 71	90	1	100	6.9	40.8	51.7	0.6
商 業	6	-	(1) 2	4	-	100	-	33.4	66.0	-

(注) 6 週間以内欄の () 内数字は 6 週間休業者数を示す。

(ニ) 年齢別休業日数

年齢差による休業日数については必ずしも顕著な差異は見られなかつた。6 週間以上で最も多いのは 20 才代であり、6 週間以内では 30 才代が最も多かつた。(表 23 参照)

表 23 年齢別産後休業日数調

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

休業日数		実数					%				
年齢別	総数	実数				不明	%				不明
		5週以内	6週以内	6週以上	総数		5週以内	6週以内	6週以上		
総数	832	84	426	370	2	100	4.1	51.2	44.4	0.3	
18~20才未満	23	1	14	8	-	100	4.8	60.9	34.8	-	
30才未満	634	27	300	305	2	100	4.3	47.3	48.1	0.3	
40才未満	156	6	100	50	-	100	3.8	64.1	32.1	-	
40才以上	19	-	12	7	-	100	-	63.2	36.8	-	

(ホ) 休業中の給与

調査事業場 109 はすべて、健康保険法の適用を受けているので産婦は分娩の前後 6 週間は最低休業 1 日につき標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ の給与を受けていた。なお、規則で休業中を有給とするものが 14 あつたが、その支給額には、勤続 1 年以上の者に対し、休業日数 90 日までは出勤手当を除いた賃金の全額、90 日をとるときは半額分とするもの(商業)、所定労働時間勤務したときと同額とするもの(化学)、基準内賃金(職能、勤続、出勤給の全額支払)(化学)とするものなどである。

右の外に会社より見舞金、祝金等としてだすものもいくらかあつた。金額は 1,000 円より 3,000 円程度であり、勤続年数による段階を設けているもの及び貸与の形式として、産後 1 年勤続した場合は捧別とするものなどがあつた。見舞金などとしてうけるものは商業、化学の部門の報告に多くみられる。

(ヘ) 休業中の業務に対する措置

表 24 産前産後休業中の業務に対する措置

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

女子労働者の出産休業期間、使用者は、産婦の従事していた事務について採つた措置をみると、「他の者を兼務させる」のが各産業を通じて最も多く、臨時の労働者をいれるものがこれに次いでいる。その他 13 のうちには産婦の家族を労働させたり、男子労働者の妻を使用するもの(鉱業)や常備の予備員(見習、補助員)を配置するものなどがあつた。(表 24 参照)

産業別					
区分	総 数	鉱 業	化学工業	紡織業	商 業
総 数	113	33	22	39	19
他の者を兼務させる	78	15	15	32	16
臨時労働者をいれる	17	11	8	2	1
その他	18	3	4	4	2
記入なし	5	4	0	4	0

(注) 調査事業場 109 が 113 になつたのは、一事業場で二以上の措置をとつた場合各々として記入したからである。

(ト) 産後における軽易業務転換

産後軽易業務に転換したものは、極めて少数で 6 人しか報告されていない。これらはすべて直接部門に従事するものであり、軽作業に従事した日数は全員 9 週以上であつた。なお、転換後の賃金は、転換前に比べ 100%以上が 8 人で、70%を下るものはみられない。

(チ) 産後における労働時間短縮

労働時間短縮については、妊娠中の労働者に見られなかつたことは、既に述べたとおりであるが、産後に

おける該当例も又全然報告されていない。

五、退 職

(イ) 就業規則及び労働協約

労働基準法は、産前産後の休業が認められる期間において休業した期間及びその後の80日間は、解雇を制限し、産婦の労働者としての地位の保障を規定しているのであるが、調査事業場109のうち就業規則及び労働協約の何れにも、これについて定めのないものが42事業場である。然し就業規則で解雇禁止を定めるものの62、労働協約に、この規定を有するもの19であり、その内容はともに労働基準法と同様である。(表25参照)

表 25 就業規則等における「解雇制限」の締結状況

(1952年2月 婦人少年局調)

産業別	事業場数	解雇制限		
		就業規則	労働協約	無規定
総数	109	62	19	42
鉄業	30	24	3	5
化学工業	22	10	4	10
紡織業	38	16	8	18
商業	19	9	4	6

(ロ) 産前退職

産前に退職したものは、総数42人である。産業別にみて鉄業が最も多く86人を出め、化学工業が5人でこれに続いている。

表 26 初産、経産別時期別産前退職者数調

(1952年2月 婦人少年局調)

	総数	鉄業	化学工業	紡織業	商業
総数(初産経産)	42(37)	36(31)	5(5)	-	1(1)
6週間以内(初産経産)	13(12)	10(9)	3(3)	-	-
6週間以上(初産経産)	27(23)	25(21)	2(2)	-	-
不明(初産経産)	2(2)	1(1)	-	-	1(1)

産後退職者は、総数264人で、

産前退職者42人に比し、6倍以上を示している。このうち産後9週以降のものが140人で過半数を占めている。(表27参照)

表 27 退職の時期別、産後退職者数調

(1952年2月 婦人少年局調)

退職の時期	産業別	総数	鉄業	化学工業	紡織業	商業
総数	総数	264	131	37	66	30
	直接部門	235	114	34	65	22
	間接部門	29	17	3	1	8
1週未満	総数	75	2	-	42	1
	直接部門	64	2	-	41	-
	間接部門	1	-	-	1	1
1週～2週	総数	2	-	-	1	1
	直接部門	2	-	-	1	1
	間接部門	-	-	-	-	-

(次頁へ続く)

退職の時期	産業別	総数	鉄業	化学工業	紡織業	商業
2週～3週	総数	4	2	1	1	-
	直接部門	3	1	1	1	-
	間接部門	1	1	-	-	-
3週～4週	総数	3	1	2	-	-
	直接部門	3	1	2	-	-
	間接部門	-	-	-	-	-
4週～5週	総数	5	3	-	2	-
	直接部門	5	3	-	2	-
	間接部門	-	-	-	-	-
5週～6週	総数	6	2	4	-	-
	直接部門	6	2	4	-	-
	間接部門	-	-	-	-	-
6週～7週	総数	54	28	6	14	6
	直接部門	49	23	6	14	6
	間接部門	5	5	-	-	-
7週～8週	総数	14	8	4	1	1
	直接部門	12	6	4	1	1
	間接部門	2	2	-	-	-
8週～9週	総数	29	17	8	3	1
	直接部門	27	15	8	3	1
	間接部門	2	2	-	-	-
9週以上	総数	140	68	12	4	20
	直接部門	122	61	9	3	13
	間接部門	18	7	3	1	7

(註) 総数264人は9週以降に解雇された鉄業の2名を除き任意に退職したものである。

産婦の退職率を産後退職に限定して、調査産業全体の平均をみると、81.7%で、商業が最も高く51.7%で産婦2人のうち1人が退職してお

表 28 産後退職率

(1952年2月 婦人少年局調)

り、最も低い紡織業で、18.8%と報告されている。(表28参照)

初産、経産別にみた退職率では、商業を除けば各産業とも初産が経産に比し、夫々2倍前後の退職率を示しており、初産婦の場合最も低い紡織業でも4人に1人の退職率を示している。(表29参照)

表 29 初産、経産別産後退職率

(1952年2月 婦人少年局調)

	初産					経産				
	総数	鉄業	化学工業	紡織業	商業	総数	鉄業	化学工業	紡織業	商業
A) 産婦数	467	157	72	186	52	A) 産婦数	365	169	16	174
B) 退職者数	187	81	33	47	26	B) 退職者数	77	50	4	19
B/A %	40.0	51.6	45.8	25.3	50.0	B/A %	21.1	29.6	25.0	10.9

これらの退職者の殆んどは、進んで退職したものである。

退職の理由には夫々の転勤、産婦の病弱、通勤困難などがあつたが、これは極めて少数で、大部分は乳児の世話をする家族がいなためとするもので、90%以上をしめている。

このことは、女子労働者が安んじてその乳幼児を委託できる社会施設の設置の急務であることを示すものといえよう。

なお、解雇による退職は産前に1人、産後に2人計3人でともに鉱業従業員となつている。

産前の解雇者は、産前188日、産後のものは産後夫々211日、260日目に解雇されたものである。

六、育 児

育児時間として労働基準法では、生後満1年に達しない生児を育てる女子は、1日2回各々少くとも80分間の育児時間を請求することができる定められている。

(イ) 就業規則及び労働協約

育児時間について、就業規則及び労働協約の何れにも規定を有しないものが、28事業場であるが、他の事項に比すれば規定率はむしろ高い。

このうち、育児時間を有給とするものは9事業場であり、育児時間は労働基準法の規定によるものが大部分であるが、1日2回各々40分とする事業場が1件みうけられた。(表30参照)

労働協約でこれをみると、育児時間に関する規定をもつものは32事業場でその内容は、就業規則の場合と変りがない。

(ロ) 育児時間の利用者数

育児時間の利用状況について見ると、乳児を持つ女子労働者568人中育児時間を取つていたもの509人、育児時間を取つておらぬもの59人であつた。育児時間は1日2回80分の育児時間を取つているもの492人、1日2回各々30分をこえるもの17人である。(表31参照)

(ハ) 賃 金

育児時間中の賃金について見ると、先に就業規則及び労働協約の項において述べたように育児時間を明確に有給としている事業場は少いが、実際には有給の取扱いをしているものが多く、乳児を持つ女子労働者568人中531人が有給となつていた。(表32参照)

(ニ) 哺 育 手 当

産婦が出産を哺育する場合の哺育手当について見ると、調

表 30 就業規則等における「育児時間」の締結状況

(1952年2月 婦人少年局調)

区 分 産 業 別	事 業 場 数	育 児 時 間				
		就業規則	労働協約	有給規定	無規定	
総 数	109	79	32	9	23	
鉱 業	30	26	7	1	8	
化学工業	22	19	9	4	-	
紡 織 業	38	26	1	3	11	
商 業	19	8	11	1	9	

表 31 育児時間利用者数

(1952年2月 婦人少年局調)

区 分 産 業 別	乳児をもつ女子労働者数	請求しない者	午前午後		30分をこえるもの
			午前	午後	
総 数	568	59	492	17	
鉱 業	195	6	172	12	
化学工業	51	2	46	3	
紡 織 業	294	45	248	1	
商 業	28	6	21	1	

表 32 育児時間中有給無給の有無

(1952年2月 婦人少年局調)

区 分	総 数	有 給	無 給
産 業			
総 数	568	531	37
鉱 業	195	195	0
化学工業	51	42	9
紡 織 業	294	270	21
商 業	28	21	7

査した568人はすべて健康保険法の定めるところにより、分娩の日より6ヵ月間、1月に付き200円の哺育手当金を支給されている。

七、授 乳 施 設

調査事業場109のうち、産婦を使用する事業場は、98であり、授乳施設のあるものは、15事業場で、うち10事業場は紡織業であり、特に富山の事業場に多くみられている(10事業場中8)。

乳児をもつ女子労働者568人中授乳施設を利用するものは158人であり、紡織業は最も多く294人中134人が右施設を利用していた。(表33参照)

授乳施設の利用ができない者の授乳場所は、工場内の休憩室、守衛室及び自宅等となつてい

る。右の何れをも問はず、乳児を有する女子労働者の場合はその家族に留守番、子守等のいることが不可欠な要件である。即ち留守番、子守等のない女子労働者は退職するので、授乳施設の必要がないという鉱業所の意見はこれを裏づけるものといえよう。

八、託 児 施 設

託児施設を有する事業場は、19事業場で、全体の2割近い。このうち鉱業が最も多く12事業場で、6事業場の紡織業がこれに続いている。

鉱業は、大部分、幼稚園の形態をとっているのは他産業に比較し注目され、入所資格も夫々年令上の制限を附しており、学令直前の幼児を対象とするもので、

4才乃至6才の幼児を收容するものもあつた。

これを有夫者の雇用数からみていくと、有夫者50人以上の事業場数は27で、このうち託児施設を有するものが13事業場となつて

いるのに対し、有夫者数50人未満の事業場数82のうち、施設設置事業場は6事業場で設置率も前者の5割に比し遙かに下廻っている。

このような託児施設をもたない事業場に働く女子労働者の乳幼児は、大部分労働者家族の保護を家庭でうけるものであつた。(表34参照)

表 33 授 乳 施 設 数

(1952年2月 婦人少年局調)

区 分 産 業 別	事 業 場 数	産婦を使用する事業場数	乳児数	授乳施設をもつ事業場数	授乳施設で授乳される乳児数
総 数	109	98	568	15	158
鉱 業	30	28	195	1	1
化学工業	22	20	51	4	23
紡 織 業	38	37	294	10	134
商 業	19	13	28	-	-

表 34 有夫者を使用する事業場の附属託児施設状況

(1952年2月 婦人少年局調)

区 分 産 業 別	総 数		有夫者50人未満の事業場数		50人以上	
	有夫者を使用する事業場数	附属託児施設を持つ事業場数	有夫者を使用する事業場数	附属託児施設を持つ事業場数	有夫者を使用する事業場数	附属託児施設を持つ事業場数
総 数	109	19	82	6	27	13
鉱 業	30	12	19	6	11	7
化学工業	22	1	21	-	1	1
紡 織 業	38	6	25	1	15	5
商 業	19	-	17	-	2	-

九、分娩手当

調査産婦総数832人について分娩手当の支給状況をみると、殆んどが健康保健法による分娩手当の支給を受けている。

これに関し、産院に入院分娩したものは22人で、その他のものは自宅において分娩したものである。

十、異常産

(イ) 産業別異常産

総数で43人と、全体の5.2%をしめる異常産数は各産業別にみると鉱業が6.7%、化学工業8.0%、紡織業8.1%、商業が5.2%と夫々の異常産率をしめている。

これを部門別にみると、直接部門が、41%、間接部門が16%で、後者が高率の結果を示している。(表参照85)

(ロ) 初産、経産別異常産数

初産の産婦の異常産数は、467人中24人(5.1%)、経産は365人中19人(5.2%)であり、略々同率で相違はみられていない。(表参照86)

(ハ) 年齢別異常産数

初産、経産別の相違はみられなかつた異常産数も年齢別にみると、20才未満では32人中2人(8.7%)、30才未満では684人中28人(4.4%)、40才未満では156人中12人(7.7%)、40才以上では19人中1人(5.8%)となっており、20才未満のものが高率を示している。(表参照87)

表 85 異常産数

(1952年2月 婦人少年局調)

区分	産婦数			異常産数		
	総数	直接部門	間接部門	総数	直接部門	間接部門
産業別						
総数	832	757	75	43	31	12
鉱業	326	283	43	22	10	12
化学工業	88	81	7	7	7	-
紡織業	360	348	12	11	11	-
商業	58	45	13	3	3	-

表 86 初産、経産別異常産数調

(1952年2月 婦人少年局調)

区分	総数		初産		経産	
	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数
産業別						
総数	832	43	467	24	365	19
鉱業	326	22	157	11	169	11
化学工業	88	7	72	5	16	2
紡織業	360	11	186	5	174	6
商業	58	3	52	3	6	-

表 87 年齢別異常産数調

(1952年2月 婦人少年局調)

年齢別	総数		18才～20才未満		20才以上		30才以上		40才以上	
	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数	産婦数	異常産数
産業別										
総数	832	43	23	2	634	28	156	12	19	1
鉱業	326	22	10	-	227	15	75	7	14	-
化学工業	88	7	4	-	71	5	12	2	1	-
紡織業	360	11	8	1	287	6	61	3	4	1
商業	58	3	1	1	49	2	8	-	-	-

第二部 個人別調査

一、調査産婦数

調査事業場109の産婦人に個人別質問調査票を配付し、所要事項の記入を依頼して後日回収したところ、この調査票の回収できたものは596人である。以下述べるところはこの596人の産婦に関する調査結果である。

二、医師の診察を受けた回数

産婦が妊娠後出産前において医師又は助産婦の診察を受けた回数を見ると、その平均回数は5回である。(表参照88)

表 88 妊娠後出産前において医師又は助産婦の診察を受けた回数

(1952年2月 婦人少年局調)

回数	総数	回数													平均回数
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回以上	不明	
産業別															
総数	596	18	35	70	85	60	110	66	46	19	6	49	30	2	5
鉱業	218	7	16	31	36	25	46	29	9	3	1	8	7	-	5
紡織業	261	8	17	34	48	29	44	22	21	6	3	15	12	2	5
化学工業	71	1	1	5	1	4	14	8	10	4	1	16	6	-	7
商業	46	1	1	-	-	2	6	7	6	6	1	10	5	-	8

三、「つわり」

「つわり」のための休業日数

平均休業日数は総数においては4日、産業別に見ると鉱業5日、紡織2日、化学6日、商業8日である。直接部門、間接部門別に見ると、直接部門の産婦の平均休業日数4日、間接部門6日となつている。(表参照89、90、91参照)

表 89 「つわり」のための休業日数

(1952年2月 婦人少年局調)

休業日数	総数	休業日数													平均日数
		0日	1日～1週	1週～2週	2週～3週	3週～4週	4週～5週	5週～6週	6週～7週	7週～8週	8週～9週	9週を超えるもの	不明	平均日数	
産業別															
総数	596	453	143	456	351	105	59	48	14	30	22	8	13	11	2
鉱業	218	120	98	169	91	78	22	15	7	8	4	4	3	2	1
紡織業	261	249	12	210	202	8	25	22	8	14	14	1	6	5	1
化学工業	71	59	12	50	41	9	5	5	-	5	0	2	2	2	-
商業	46	25	21	27	17	10	7	3	4	3	1	2	2	2	-

表 40 初産経産別「つわり」のための休業日数

(1952年2月 婦人少年局調)

産業別	総数	初産										
		0日	1日	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの
総数	314	219	41	21	5	6	7	1	4	3	7	-
鉄業	98	69	14	5	-	-	3	1	3	2	1	-
紡織業	121	89	17	9	2	1	1	-	-	-	2	-
化学工業業	54	37	4	4	2	2	2	-	-	1	2	-
商業	41	24	6	3	1	3	1	-	1	-	2	-

産業別	総数	経産										
		0日	1日	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの
総数	282	237	18	9	8	2	3	-	-	2	-	3
鉄業	120	100	8	3	3	-	1	-	-	2	-	3
紡織業	140	121	8	5	4	1	1	-	-	-	-	-
化学工業業	17	13	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
商業	5	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-

表 41 年齢別、休業日数別「つわり」のための休業日数

(1952年2月 婦人少年局調)

年齢別	総数	年齢別					不明
		18～20才	20～30才	30～40才	40～50才	50～60才	
総数	596	31	442	111	9	3	3
0日	456	19	335	90	9	3	3
1日～1週	59	4	45	10	-	-	-
1週～2週	30	2	25	3	-	-	-
2週～3週	13	-	11	2	-	-	-
3週～4週	8	1	5	2	-	-	-
4週～5週	10	1	9	-	-	-	-
5週～6週	1	-	1	-	-	-	-
6週～7週	4	1	2	1	-	-	-
7週～8週	5	1	2	2	-	-	-
8週～9週	7	2	5	-	-	-	-
9週を超えるもの	3	-	2	1	-	-	-

四、家事労働

(イ) 家事を始めた時期

(i) 産婦が産後家事を始めた時期は産後2週～3週の間始めたものが最も多く、次いで1週～2週のものが多い。産業別に見ても殆んど同様の結果が出ている。また家事のうち洗濯、炊事、掃除の個々のものについてもそれを始めた時期は同じ結果が見られる。(表42参照)

(ii) 家事を始めた時期を初産、経産別に見ると初産については産後2週間～3週間、4週間～5週間の順が多いが経産については産後1週間～2週間、2週間～3週間の順が多く、初産の場合の方が家事を始めた時期はおそい。(表43参照)

表 42 産後家事を始めた時期

(1952年2月 婦人少年局調)

(1)

産業別	総数	時期										
		1週間以内	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの	不明
総数	596	52	142	182	85	80	11	4	14	3	8	15
鉄業	218	16	41	67	50	28	2	-	6	-	2	6
紡織業	261	28	80	76	26	28	6	4	4	2	4	3
化学工業業	71	6	15	23	6	13	2	-	2	-	-	4
商業	46	2	6	16	3	11	1	-	2	1	2	2

(A) 洗濯

(2)

産業別	総数	時期										
		1週間以内	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの	不明
総数	596	39	118	157	87	116	20	9	19	7	10	17
鉄業	218	12	27	57	49	48	8	1	6	1	2	7
紡織業	261	20	73	69	30	39	8	5	6	3	4	4
化学工業業	71	5	9	20	6	18	2	2	3	2	-	4
商業	46	2	6	11	2	11	2	1	4	1	4	2

(B) 炊事

(3)

産業別	総数	時期										
		1週間以内	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの	不明
総数	596	19	95	159	100	125	29	5	18	5	10	31
鉄業	218	5	26	60	57	44	7	-	7	1	2	9
紡織業	261	12	54	65	35	50	13	4	8	3	3	14
化学工業業	71	1	12	21	7	18	5	-	1	-	-	6
商業	46	1	3	13	1	13	4	1	2	1	5	2

(C) 掃除

(4)

産業別	総数	時期										
		1週間以内	1～2週	2～3週	3～4週	4～5週	5～6週	6～7週	7～8週	8～9週	9週を超えるもの	不明
総数	596	26	115	185	88	109	16	5	13	4	9	26
鉄業	218	7	30	73	46	40	5	-	6	-	2	9
紡織業	261	14	64	77	31	41	7	5	5	3	4	10
化学工業業	71	4	16	21	6	15	8	-	-	-	1	5
商業	46	1	5	14	5	13	1	-	2	1	2	2

表 43 初産、経産別産後家事を始めた時期

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産 業 別	総 数	初 産										
		1 週 間 以 下	1~2 週	2~3 週	3~4 週	4~5 週	5~6 週	6~7 週	7~8 週	8~9 週	9 週 以 上	不 明
総 数	314	10	53	107	47	60	9	3	10	3	2	10
鉄 業	98	1	12	34	25	18	1	-	4	-	1	2
紡 織 業	121	5	25	42	14	21	5	8	2	2	-	2
化 学 工 業	54	2	10	17	5	12	2	-	2	-	-	4
商 業	41	2	6	14	8	9	1	-	2	1	1	2

産 業 別	総 数	経 産										
		1 週 間 以 下	1~2 週	2~3 週	3~4 週	4~5 週	5~6 週	6~7 週	7~8 週	8~9 週	9 週 以 上	不 明
総 数	282	42	89	75	38	20	2	1	4	-	6	5
鉄 業	120	15	29	33	25	10	1	-	2	-	1	4
紡 織 業	140	23	55	34	12	7	1	1	2	-	4	1
化 学 工 業	17	4	5	6	1	1	-	-	-	-	-	-
商 業	5	-	-	2	-	2	-	-	-	-	1	-

(ロ) 家事に従事した時間

産後 6 週間以上休業した産婦は 328 人で産後 6 週間経過後育児又は家事に従事した時間数を見ると、総数、平均 1 日 8.89 時間、鉄業 8.43 時間、紡織 8.11 時間、化学 10.97 時間、商業 11.59 時間となっている。家事の種類別に見ると、育児に 1 日平均 4.03 時間、洗濯 1.05 時間、炊事 1.95 時間、掃除 0.82 時間、その他 2.88 時間となっている。(表 44 参照)

表 44 産後 6 週間以上休業者の 6 週間経過後
1 日の育児又は家事に従事した時間数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

(1)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	不 明	平 均 時 間
総 数	328	2	6	11	12	19	22	30	34	160	32	8.89
鉄 業	96	2	2	6	5	6	5	6	14	39	13	8.43
紡 織 業	156	-	1	4	6	12	17	21	15	71	9	8.11
化 学 工 業	43	-	2	-	-	1	2	3	5	25	5	10.97
商 業	33	-	1	1	1	-	-	-	-	25	5	11.59

(A) 育 児

(2)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	平 均
総 数	281	27	40	62	52	49	24	6	10	14	4.03
鉄 業	77	10	15	21	7	11	2	1	3	4	3.49
紡 織 業	139	8	23	32	34	22	13	1	2	4	3.81
化 学 工 業	38	3	2	5	7	6	6	3	3	3	5.11
商 業	27	3	-	4	4	7	3	1	2	3	5.22

(B) 洗 濯

(8)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	平 均 時 間
総 数	282	233	38	9	2	-	-	-	-	-	1.05
鉄 業	80	65	12	2	1	-	-	-	-	-	1.02
紡 織 業	137	118	18	-	1	-	-	-	-	-	0.94
化 学 工 業	88	27	4	7	-	-	-	-	-	-	1.34
商 業	27	23	4	-	-	-	-	-	-	-	1.10

(C) 炊 事

(4)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	平 均 時 間
総 数	258	85	95	64	11	2	-	1	-	-	1.95
鉄 業	73	26	25	16	5	-	-	1	-	-	2.01
紡 織 業	126	46	44	34	2	-	-	-	-	-	1.82
化 学 工 業	34	8	15	9	2	-	-	-	-	-	2.04
商 業	25	5	11	5	2	2	-	-	-	-	2.34

(D) 掃 除

(5)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	平 均 時 間
総 数	262	178	14	1	2	67	-	-	-	-	0.82
鉄 業	72	-	2	1	2	67	-	-	-	-	0.97
紡 織 業	128	123	5	-	-	-	-	-	-	-	0.70
化 学 工 業	37	34	3	-	-	-	-	-	-	-	0.84
商 業	25	21	4	-	-	-	-	-	-	-	1.03

(E) そ の 他

(3)

産 業 別	産 婦 数	1 時 間 以 下	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8 時 間 以 上	平 均 時 間
総 数	203	74	61	33	13	9	1	4	4	4	2.88
鉄 業	55	19	19	9	2	4	-	-	1	1	2.31
紡 織 業	104	42	34	15	7	2	1	1	2	-	2.07
化 学 工 業	24	8	5	4	3	1	-	1	-	2	2.96
商 業	20	5	3	5	1	2	-	2	1	1	3.46

五、育 児

(イ) 生児の世話をする者

産婦の生児の世話を誰がしているかを見ると、産婦の家族の一員が世話をしているものが最も多く、そのうち殊に労働者の母が著しく多い。又産婦自ら生児の世話をしているものも母に次いで多い。(表 45 参照)

表 45 生児の世話をする者

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

区 分 産 業 別		總 数	産 婦	家 族					そ の 他				
				母	父	子	夫	その他	子 守 知 人	里の母	親戚に預けまふ	不 明	
總 数		596	223	232	-	5	4	63	2	14	3	7	43
鉱 業		218	103	71	-	5	-	21	1	-	-	3	14
紡 織 業		261	72	127	-	-	4	18	-	14	3	2	21
化 学 工 業		71	32	20	-	-	-	10	1	-	-	1	7
商 業		46	16	14	-	-	-	14	-	-	-	1	1

(ロ) 産婦の子の数

調査した産婦の満 18 才未満の子供の数は、産婦 596 人に対して 929 人で産婦 1 人平均 1.6 人の数となる。

(表 46 参照)

表 46 産婦の子 (満 18 才未満) の数

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産 業 別	区 分	産 婦 数	満 18 才未満の子の総数	満 1 才未満	1 才～小学校前	小学校就学開始から満 18 才未満
総 数		596	929	458	312	159
鉱 業		218	397	174	130	93
紡 織 業		261	423	205	169	59
化 学 工 業		71	74	51	17	6
商 業		46	35	28	6	1

(ハ) 授乳場所

授乳場所は自宅が最も多く、53.2 %、次いで事業場の授乳施設 37.5 %が多い。(表 47 参照)

表 47 授 乳 場 所

(1952 年 2 月 婦人少年局調)

産 業 別	区 分	総 数	事業場の授乳施設	乳児院	保育所	自 宅	そ の 他		
							食 堂	実 家	不 明
総 数		596	213	-	14	302	2	1	64
鉱 業		218	74	-	7	116	-	1	20
紡 織 業		261	121	-	2	107	2	-	29
化 学 工 業		71	14	-	5	41	-	-	11
商 業		46	4	-	-	38	-	-	4

産前産後の休業に関する調査票

事業所 No.

事業場調査票—様式 A

労働省婦人少年局

(1) 調査期日 昭和 年 月 日

至 月 日

(2) 調査員職氏名 印

(3) 面接者職氏名 印

I 事業の概要

1. 事業場名
2. 所在地
 - (1) 事業場 (電話 番)
 - (2) 本 社 (電話 番)
3. 経営形態
4. 産業の種類
5. 製造又は取扱品目
6. 事業主職氏名
7. 労働者数 男 女 計
8. 有夫者数
9. 産 婦 数

記入手引

事業所 No.

本省で指示する番号を記入する。

- (1) 調査期日—実際に調査に行つた日を記入する。
- (2) 面接者氏名—この調査について面接し、主として供述した者の職氏名を記入する。
 1. 事業場名—調査事業場の正式の名称を省略しないで記入する。
 3. 経営形態—株式、合名、合資、個人等の別を記入する。
 4. 産業の種類—調査産業として指定した産業を記入する。
 5. 製造又は取扱品目—調査事業場が製造又は取扱つている主な品目を記入する。
 6. 事業主職氏名—法人である場合はその代表者職氏名を記入する。
 7. 労働者数—昭和 26 年 2 月末現在における常用労務者及び職員の計 (昭和 26 年 1 月から 12 月までの間において退職した者を含む) を男女別に記入する。
 8. 有夫者数—7. 労働者の女子数のうち、有夫の女子数を記入する。(事実上婚姻関係にある場合を含む) 昭和 25 年以前に死別又は離別した者を除く。
 9. 産婦数—8. 有夫者数のうち昭和 26 年 1 月以降に産し、12 月末までに産後 7 週間を経過した者の数を記入する。

この調査で出産とは、妊娠 4 カ月 (1 カ月は 28 日として計算する。従つて 4 カ月以上というのは、85 日以上) の分娩で生産だけでなく、死産も含み、早産、流産 (人工流産) でも 4 カ月以上の場合を含む。

事業所 No.

Ⅱ 就業規則、事業場の内規、労働協約等の規定

1. 軽易業務転換に関する規定

○ 就業規則 ○ 事業場の内規 ○ 労働協約 ○ その他() ○ なし
規定(転換時期、請求手続、賃金等)

(1)

(2)

(3)

2. 産前産後の休業に関する規定

○ 就業規則 ○ 事業場の内規 ○ 労働協約 ○ その他() ○ なし
規定(日数、請求手続、手当の有無、額等)

(1)

(2)

(3)

3. 産前産後の解雇制限に関する規定

○ 就業規則 ○ 事業場の内規 ○ 労働協約 ○ その他() ○ なし
規定(解雇制限の期間、診断書等)

(1)

(2)

(3)

4. 育児時間に関する規定

○ 就業規則 ○ 事業場の内規 ○ 労働協約 ○ その他() ○ なし
規定(日数、時間、請求手続、手当の有無、額等)

(1)

(2)

(3)

5. その他産前産後の休業に係る規定

○ 就業規則 ○ 事業場の内規 ○ 労働協約 ○ その他() ○ なし
規定

(1)

(2)

(3)

記入手引

就業規則、事業場の内規、労働協約等の中に妊産婦保護に関する規定がある場合には、その規定をそのままそれぞれ該当欄に写しとる。

かかる規定の形式が就業規則にあるか、事業場の内規であるか、その他のものであるかにより、それぞれ該当するものを●の如く○をぬりつぶす。2以上にわたる場合は、同様に2以上ぬりつぶし、更に各規定を写した末尾、括弧内にその形式を記入する。「その他」の場合は括弧内にその形式を記入する。

事業所 No.

Ⅲ 妊娠中における軽易業務転換

1. 該当者名	2. 初産経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 転換前業務	6. 転換請求の理由	7. 転換業務	8. 転換日数及び時期	9. 転換前の賃金(円)	10. 転換後の賃金(円)
A							H()		
B							H()		
C							H()		
D							H()		
計 人							H()		

○ 該当者なし

Ⅲ 妊娠中における労働時間の短縮

1. 該当者名	2. 初産経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 短縮前時間	6. 時間短縮請求の理由	7. 短縮時間(日)	8. 時間短縮日数時期	9. 短縮前の賃金	10. 短縮後の賃金
							H()		
							H()		
							H()		
							H()		
計 人							H()		

○ 該当者なし

備考

記入手引

- 該当者のない場合は、■ 末欄外の○を●の如くぬりつぶす。
2. 初産経産の別——初めての出産か、2度目以後の出産かにより、それぞれ初又は経と記入する。
3. 年齢(満)——軽易業務転換直前の満年齢を何年何月と記入する。
4. 勤続年数——軽易業務転換前までの勤続年月数を記入する。
5. 転換前業務——妊娠中軽易業務転換前の業務について簡単にその内容を記入する。
8. 転換日数時期——軽易業務に転換した日数を記入し括弧内に出産日前何日から軽易業務に転換したか、例えば、産前60日の如く記入する。
9. 転換前の賃金——労働基準法第12条に規定する平均賃金を算出し記入する。
10. 転換後の賃金——軽易業務に転換した期間にその労働者に支払われた賃金総額を、その期間の総日数で除した金額を記入する。
- Ⅳ. 1. 該当者名——■の該当者と同一人の場合には、A.B.C.……の如く、記号のみを記入すればよい。
3. 年齢(満)——労働時間短縮直前の満年齢を何年何月と記入する。
4. 勤続年数——労働時間短縮前までの勤続年月数を記入する。
5. 短縮前時間——労働時間前1週間平均1日労働時間を記入する。
7. 短縮時間(日)——労働時間短縮後1週間平均1日労働時間を記入する。
9. 短縮前の賃金——労働基準法等12条に規定する平均賃金を算出して記入する。
10. 短縮後の賃金——労働時間短縮期間中その労働者に支払われた賃金総額を、その期間の総日数で除した金額を記入する。
- 備考——調査事項に関連のある事項について必要と考える事項を具体的に記入する。

事業所 No.

Ⅴ 産前産後休業

1. 該当者名	2. 初産の経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 産前休業前の業務	6. 産前休業日数	7. 産後休業日数	8. 休業前賃金	9. 休業中の手当
計	人							

Ⅵ 休業中の業務に対する措置

1. 他の者を兼務させる
2. 臨時労働者を入れる
3. その他 ()

Ⅶ 出 産

1. 該当者名	2. 初産の経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 休業前の業務	6. 分娩手当	7. 産院・病院又は診療所に収容の有無及びその場合の手当	8. 異常産の状況
計	人						

備考

記入手引

- Ⅴ. 8. 年令(満)——産前休業直前の満年令を何年何月と記入する。
 4. 勤続年数——産前休業前までの勤続年月数を記入する。
 6. 産前休業日数——出産日を含め、産前休業した日数を記入する。
 7. 産後休業日数——産後休業した日数を記入する。(出産日を除く)
 8. 休業前賃金——労働基準法第12条に規定する平均賃金を算出して記入する。
 9. 休業中の手当——産前産後の休業中1日の手当について、その額又は8. 休業前賃金(1日)の何%の如く記入する。健康保険法によつて出産手当金が支給される場合はその旨をも記入する。
- Ⅵ. 労働者が産前産後において休業中、その労働者が担当していた業務に対して如何なる措置をとるか、該当するものに○印を附し「その他」の場合は括弧内に具体的措置を記入する。
- Ⅶ. 8. 年令(満)——分娩直前の満年令を何年何月と記入する。
 4. 勤続年数——分娩までの勤続年月数を記入する。
 6. 分娩手当——分娩した場合の分娩費についてその額又は率を記入する。健康保険法によつて分娩費の支給される場合はその旨をも記入する。
 7. 産院、病院又は診療所に収容の有無及びその場合の手当——会社附属の施設に収容するか否か、その場合の費用の負担者、額について記入する。
 8. 異常産の状況——「異常産」とは広く異常妊娠、異常分娩及び異常産褥を含むが、更に具体的に記入する。

事業所 No.

Ⅷ 産後休業軽易作業転換

1. 該当者名	2. 初産の経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 休業前の業務	6. 転換請求理由	7. 転換業務	8. 転換日数及び時期	9. 休業前賃金	10. 転換後の賃金
							日()		
							日()		
							日()		
							日()		
							日()		
計	人						日()		

○ 該当者なし

Ⅸ 産後休業後労働時間短縮

1. 該当者名	2. 初産の経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 休業前の業務	6. 時間短縮請求理由	7. 短縮時間	8. 時間短縮日数及び時期	9. 休業前賃金	10. 短縮後の賃金
							日()		
							日()		
							日()		
							日()		
							日()		
計	人						日()		

○ 該当者なし

備考

記入手引

Ⅶ

Ⅲの「妊娠中における軽易業務転換」の場合と同要領で記入する。

Ⅸ

Ⅳの「妊娠中における労働時間の短縮」の場合と同要領で記入する。

事業所 No.

X 育 児 時 間

1. 該当者名	2. 経産の別	3. 年齢(満)	4. 勤続年数	5. 業 務	6. 育 児 時 間		7. 育児時間中の手当	8. 哺 育 手 当	9. 育児休業給付期間
					イ、午前	ロ、午後			
					時間 分	時間 分			
					時間 分	時間 分			
					時間 分	時間 分			
					時間 分	時間 分			
計 人					時間 分	時間 分			

○【該当者なし】

XI 授 乳 施 設

有	無	授 乳 所 の あ る 場 合		授 乳 所 の な い 場 合	
○	あ	収容可能人員 (人)	授乳所を利用しない者は何処で授乳するか	乳児のある労働者 (人)	授乳を何処でするか
○	な	乳児のある労働者 (人)			
		そのうち授乳所利用者 (人)			

XII 附 属 託 児 施 設

有	無	附 属 託 児 施 設 の あ る 場 合		附 属 託 児 施 設 の な い 場 合	
○	あ	収容可能人員 (人)	附属託児施設を利用しない者は何処で育児するか	委託を要する乳児及び幼児数 (人)	育児を何処でするか
○	な	委託を要する乳児及幼児数 (人)			
		そのうち附属託児施設利用者 (人)			

備 考

記 入 手 引

- X. 3. 年齢(満)——育児時間利用直前の満年齢を何年何月と記入する。
 4. 勤続年数——育児時間利用前までの勤続年月数を記入する。
 6. 育児時間——労働者が生児を育てるための時間を休憩時間の外に与えられている場合には、午前午後に分け、その時間を記入する。
 7. 育児時間中の手当——6.の育児時間が有給か、無給かを記入する。
 8. 哺育手当——生児哺育に対する1ヵ月手当を記入する。健康保険法によつて哺育手当の支給される場合には、その旨をも記入する。

Ⅶ及びⅧ

有無の別により○あり又は○なしの○を●の如くぬりつゝす。その他該当欄にそれぞれの事項を記入する。「乳児」とは満1才に満たない者、「幼児」とは満1才から小学校就学の始期に達するまでのものをいう。

事業所 No.

XIII 妊娠中及び産後における外傷疾病

1. 該当者名	2. 経産の別	3. 年齢	4. 勤続年数	5. 従事業務	6. 外傷疾病の原因	7. 外傷疾病の内容	8. 業務上外の別	9. 休業日数及び時期	10. 外傷疾病による手当	11. その他の処置
								日()		
								日()		
								日()		
								日()		
計 人								日()		

○ 該当者なし

XIV 妊娠又は出産による退職状況

1. 該当者名	2. 経産の別	3. 年齢	4. 勤続年数	5. 退職前業務	6. 退職の種類		7. 退職理由	8. 退職の時期	9. 退職金
					任 意	解 雇			
計 人									

○ 該当者なし

備 考

記 入 手 引

- XIII 外傷疾病が妊娠、出産に直接に起因しない場合は、妊娠中及び産後6週間経過後1ヵ月以内におけるものを記入する。
 3. 年齢(満)——外傷疾病のあつた直前の満年齢を何年何月と記入する。
 4. 勤続年数——外傷、疾病のあつた時までの勤続年数を記入する。
 8. 業務上外の別——外傷、疾病が業務に起因するものであるかどうかにより、「業務上」又は「業務外」と記入する。業務外の場合は括弧内に妊娠又は出産にもとづくものが、それ以外のもののかの別を記入する。
 9. 休業日数及び時期——妊娠中及び産後において外傷、疾病のために休業した日数を記入し、その休業の始期が産前又は産後の何日からであるかを記入する。
 10. 外傷疾病による手当——外傷、疾病により支払われた手当について内訳別に記入する。健康保険法、労災保険法により支給される場合にはその旨をも記入する。
 11. その他の処置——外傷、疾病に対して10.以外の処置がとられた場合にその内容を記入する。

XIV

3. 年齢(満)——退職時の満年齢を何年何月と記入する。
 4. 勤続年数——退職時までの勤続年月数を記入する。
 7. 退職の時期——産前又は産後何日目であることを記入する。

産前産後の休業に関する調査票

整理番号 ※

個人別調査票—様式B

労働省婦人少年局

調査の目的

みなさん（昭和26年1月以降に出産し、同年12月末日までに産後7週間を経過した）が産前産後の休業をどのようにとつていらつしやるかを、みなさんからごかにかがたいというのが、この調査の目的です。どうぞ御協力下さい。

かきいれかた

1. あなたの名前はいりません。
2. ○印のついているものは、その中から一つだけえらんで●のようにぬりつぶして下さい。
3. ()の中には必要なことばをかきいれて下さい。
4. 右側の※印のところは何もかかないで下さい。

出産の意義

この調査で出産とは、妊娠4ヶ月以上（1ヶ月は28日として計算。従つて4ヶ月以上というのは、85日以上のことです。）の分娩で生産だけでなく、死産も含みます。早産、流産（人工流産を含む）でも4ヶ月以上の場合は入ります。

1. あなたの工場（ ）会社（ ）工場
2. 住居 ○ 寄宿舍 ○ 社宅 ○ 通勤 ○ その他（ ）
3. あなたの年齢は満（ ）才
4. あなたの仕事（ ）
5. 夫の職業（ ）
6. 夫が無職の場合、その理由は（ ）
7. 出産日は昭和26年（ ）月（ ）日
8. 初めての出産ですか。2度目以上ですか。 ○ 初産 ○ 2度目以上
9. 「つわり」のため休んだ日数
昭和 ○ 25年 ○ 26年（ ）月（ ）日——○ 25年 ○ 26年（ ）月（ ）日（ ）日間
10. 妊娠後出産前に医師及び助産婦に何回診察を受けましたか。（ ）回
11. 妊娠中、会社の仕事をかえて貰うとか、働く時間を短くして貰いましたか。
○ 仕事をかえて貰った ○ 働く時間を短くして貰った。
○ 仕事をかえて貰うことも働く時間を短くして貰うこともしなかつた。
12. 仕事をかえて貰うことも働く時間を短くして貰うこともしなかつたのは、
○ 賃金が少なくなるから ○ 仕事が忙しいため ○ 請求するのがはづかしいから ○ 請求するのが困難だから ○ 軽い仕事だから平常通り働ける
○ その他（ ）
13. 産前に休んだ日数
昭和 ○ 25年 ○ 26年（ ）月（ ）日——26年（ ）月（ ）日（ ）日間
14. 産前6週間（42日）以上休んだ場合は次のどの理由によりますか。
○ 母体の身体的障害（ ） ○ 家事の場合（ ）
○ その他（ ）

※
1.
2.
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.
11.
12.
13.
14.

15. 産前休まなかつた場合は、次のどの理由によりますか。

- 賃金がほしいから ○ 仕事が忙しいため休めない。
○ 産前の休みを請求するのがはづかしいから ○ 産前の休みを請求するのが困難だから ○ 軽い仕事だから働ける
○ その他（ ）

16. 産後休んだ日数

昭和26年（ ）月（ ）日——○ 26年 ○ 27年（ ）月（ ）日（ ）日間

17. 産後何日（週）過ぎてから次の仕事を初めましたか。

イ、洗濯（ ）日目 ロ、炊事（ ）日目 ハ、掃除（ ）日目

18. 産後6週間（42日）以上休んだ場合は、次のどの理由によりますか。

- 母体の身体的障害（ ） ○ 産児の疾病（ ）
○ 育児（ ） ○ 家事の都合（ ）
○ その他（ ）

19. 産後6週間以上休んだ場合、6週間経過後は1日どの位育児又は家事に従事しましたか。

イ、育児約（ ）時間 ロ、洗濯約（ ）時間 ハ、炊事約（ ）時間
ニ、掃除約（ ）時間 ホ、その他約（ ）時間 ヘ、計約（ ）時間

20. 産前又は産後に外傷疾病がありましたか。

- あり ○ なし
○ あつた場合はその名称、原因、症状など
名 称（ ）
原 因（ ）
症 状（ ）
場 所 ○ 職場で ○ 家庭で ○ その他の場所で（ ）

21. 満18才未満の子供は何人いますか。

イ、1才未満（ ）人 ロ、満1才から小学校就学前まで（ ）人
ハ、小学校就学の始まりから満18才未満（ ）人 ニ、計（ ）人

22. 生まれた子供の世話是谁がしますか。

- 自分 ○ 家族（ ） ○ その他（ ）

23. 授乳は何処でしますか。

- 会社の授乳施設 ○ 乳児院 ○ 保育所 ○ 自宅

24. それ以外の子供の世話は誰がしますか。

- 自分 ○ 家族（ ） ○ その他（ ）

昭和27年11月1日 印刷
昭和27年11月5日 発行

産前産後休業調査

編集兼
発行人 東京都千代田区大手町1丁目7番地
労働省婦人少年局

印刷所 東京都中央区入船町2丁目3番地
永井印刷工業株式会社